議 第 248 号 平成29年11月22日提出

## 熊本市道路占用料徴収条例の一部改正について

熊本市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西一史

## 熊本市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

熊本市道路占用料徴収条例(昭和45年条例第12号)の一部を次のように改正する。

## 別表中

Γ	Г
---	---

	920		750
	1,400	を	1,100
	1,900		1,500
	820		670
	1,300		1,100
に、	1,800		1,500
ادر	82		67
	8		7
	5		4
	800		650
	490		400

ı	1
1,300	1,600
560	690
5,000	7,700
1,300	1,600
28	34
40	49
60	74
80	98
120	150
160	200
280	340
400	490
800	980
1,300	1,600

Aに 0.004 を	Aに 0.005 を
乗じて得た額	乗じて得た額
Aに 0.007 を	Aに 0.008 を
乗じて得た額	乗じて得た額
Aに 0.008 を	Aに 0.01 を乗
乗じて得た額	じて得た額
2,500	3,900
1,500	2,300
1,300	1,600
50	77
500	770
500	770
5,000	7,700
1,100	1,300
50	77
500	770

50	77
500	770
5,000	7,700
2,500	3,900
1,300	1,600
Aに 0.028 を	Aに 0.034 を
乗じて得た額	乗じて得た額
500	770
130	160

L

Г

令第7条	トンネルの上又は高架の道路の	占用面積1平	Aに 0.014 を
第8号に	路面下に設けるもの	方メートルに	乗じて得た額
掲げる施	上空に設けるもの	つき 1 年	Aに 0.02 を乗
設			じて得た額
	その他のもの		Aに 0.028 を
			乗じて得た額

を

Γ

令第7条	トンネルの上又は高架の道路の		占用面積1平	Aに 0.015 を
第8号に	路面下に設けるもの		方メートルに	乗じて得た額
掲げる施	上空に設けるも	<b>0</b>	つき 1 年	Aに 0.024 を
設				乗じて得た額
	地下(トンネル	階数が1のも		Aに 0.005 を
	の上の地下を	0		乗じて得た額
	除く。) に設け	階数が2のも		Aに 0.008 を
	るもの	0		乗じて得た額
		階数が3のも		Aに 0.01 を乗
		0		じて得た額
	その他のもの			Aに 0.034 を
				乗じて得た額

に、

Г Γ

•	
	Aに 0.015 を
	乗じて得た額
	Aに 0.01 を乗
	じて得た額
	Aに 0.024 を
	乗じて得た額
	Aに 0.01 を乗
	じて得た額
	Aに 0.015 を
	乗じて得た額
を	Aに 0.024 を
	乗じて得た額
	Aに 0.034 を
	· ・ を

- 39 -

乗じて得た額	乗じて得た額
Aに 0.028 を	Aに 0.034 を
乗じて得た額	乗じて得た額
Aに 0.014 を	Aに 0.015 を
乗じて得た額	乗じて得た額
Aに0.02を乗	Aに 0.024 を
じて得た額	乗じて得た額
Aに 0.028 を	Aに 0.034 を
乗じて得た額	乗じて得た額

に改め、同表備考第7項を次のように改める。

7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の熊本市道路占用料徴収条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占用の期間に係る占用料について適用し、施行日の前日までの占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 平成30年度以後の各年度において施行日前から継続して道路を占用している物件について、新条例第2条の規定により算定した占用料の額が、次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定める額に1.2を乗じて得た額(この項において「調

整後の額」という。)を超える間における当該物件に係る占用料の額は、調整後の額とする。

- (1) 平成30年度 当該物件についてこの条例による改正前の熊本市道路占用料 徴収条例第2条の規定により算定した占用料の額
- (2) 平成31年度以後の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定により 算定した占用料の額
- 4 前項の規定によるそれぞれの占用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

## (提出理由)

道路法施行令(昭和27年政令第479号)の一部改正により、国道における占用料の額が改定されたことに伴い、本市もこれに準じて本市が管理する道路の占用料の額の改定をする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。